

キ 地域の連帯感を強めるために

- 伝統芸能の継承のために講習会や発表会の開催
- 地域対抗の競技会などの開催
- 図上訓練、夜間訓練を含めた防災訓練の実施と参加の促進
- コミュニティ防災士との連携
- 若者による成人式などのイベントの運営を通じたネットワーク形成

ク 家庭環境の充実を図るために

- 家庭教育に関する学習会の開催
- 多重債務等の相談会の開催
- 健康教室や食育講座などの開催

2 子どもを地域で育むために

- 「親としてのあり方」や「金沢の子育て法」の伝承など子育てサロンの充実
- 空き店舗の利用など児童クラブの充実
- あいさつ、声かけなど見守り活動の実施
- 子育て関係者や団体の連絡会議の定期開催
- 人権講座、食育講座などニーズに応じた各種講座の開催
- 保育所や幼稚園との連携による孤立家庭への支援の実施
- 子ども110番の家などを活用した事業者による見守り体制の確立
- 児童館、子ども会の活性化による仲間づくりの促進
- 主任児童委員等による子育て相談の充実



3 お年寄りを地域で支えるために

- お年寄り世帯への見守り強化
- 個人住宅・集会所を活用した地域サロンの開催
- 介護予防教室、健康教室等への近所の人や知人による参加の勧誘や複数会場での開催
- 子どもの手紙の添付や食育を取り入れた配食サービス、昼食会の実施
- ゴミ出し、買い物などの協力
- 消防分団、学生等による除雪の実施
- 悪徳商法などによる被害防止のための支援
- 人権講座、食育講座などニーズに応じた各種講座の開催
- 認知症サポーター認定所の増加推進による事業者の見守り体制の確立



4 障害のある方を地域で支えるために

- 見守り活動や声かけの日頃からの実施
- ゴミ出し、買い物などの協力
- 地区の行事や施設の行事での障害のある方や団体、施設との交流
- 人権講座、研修会の開催
- 就業情報の提供
- 事業者による見守り体制の確立

5 災害時にお年寄り・障害のある方など要援護者を支えるために

- 自主防災組織の強化及び災害時連絡体制の充実
- 戸別訪問による福祉防災台帳への登録の推進とその有効活用
- 福祉防災マップの作成
- 各団体の協力による実効性のある避難誘導マニュアルの作成
- 図上訓練、夜間訓練を含めた防災訓練の実施と参加の促進



6 その他

- 貧困や家庭の状況による要支援者と関係機関をつなぐ体制づくり
- 定期的な事業の進捗状況確認

地域での見守り、相談・支援体制の構築と連携の強化

地域における支え合いについて、住民、各種団体、事業者などの役割を明らかにし、行政とともに見守り、相談及び支援のための体制(ネットワーク)を築き、連携を強化しましょう。

金沢市 福祉健康局福祉総務課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 TEL.220-2932 FAX.220-2532

E-mail fukushi_s@city.kanazawa.lg.jp

2008

金沢市地域福祉計画

すべての人々が安心して豊かに暮らせる地域づくり

概要版



金沢市には、古くから培われてきた豊かなコミュニティの土壌があり、善隣館、町会、婦人会・女性会、義勇消防、公民館、地区社会福祉協議会及び地区民生委員児童委員協議会などの活動が活発に行われています。最近では、ボランティア、NPO活動など多様な市民活動も活発化しており、

地域の組織が連携・協力することによる新たなコミュニティの創造が望まれています。

金 沢 市

地域福祉計画策定の背景と理念

近年、少子高齢化が急速に進み、それに伴って社会保障の役割が増大しています。また、地域において介護や子育てにとどまらず生活全般にわたり、市、事業者、市民の連携による支援体制が整った福祉社会づくりをどう進めるかが大きな課題となっています。



【基本理念】

I. 金沢コミュニティの再生と発展

- 豊かな人間環境の構築
- 心のかよう福祉社会の実現
- 公私協働、社会連帯

金沢には、古くから培われてきた福祉の土壌があります。拠点や人材として、福祉の資源は豊富に存在します。もし、地域コミュニティが活性化していないとすれば、その原因を突き止め、対応策を考える必要があります。

II. 善隣思想の発展と郷土再認識のための教育の実践

善隣館は金沢特有の福祉の拠点であり、大切な資源です。ところが、その存在自体を知らない市民が多いのも事実です。

郷土再認識のためにも、地域コミュニティの再生と発展のためにも、善隣思想を取り入れていく必要があります。

III. 新たな福祉文化の形成

住み慣れた地域において近隣の人々と心を通わせ、助け合えるまちづくりを推進していくことが福祉であると考えます。そして、そのようなまちづくりができれば、そこには自然と福祉文化が生まれてくるでしょう。

IV. ノーマライゼーション社会の創造、個人の尊厳と人権の尊重

地域福祉を進める中で、「ノーマライゼーション社会」の実現が不可欠です。

地域の中ですべての人が排除されることなく、その尊厳と人権が尊重され、手をたずさえてともに暮らしていける社会をつくりあげることが大切です。

V. 市民参加によるまちづくり

ひと口に金沢市といっても、それぞれの地域によって特性があり、福祉サービスに対するニーズは異なります。そこで、地区ごとの課題を把握し、課題の解決を目指し、地区ごとに策定した地域福祉活動計画を推進していくことが大切です。

【善隣館】(ぜんりんかん)

善隣館は、安藤謙治氏をはじめ熱意あふれる方面委員(今の民生委員)によって、1934年(昭和9年)から1960年(昭和35年)までに19か所に作られ、いろいろな生活相談や授産・託児などの援助、教育的な活動など地域の福祉の拠点になってきました。現在は、デイサービスと保育所を中心とする施設として12館が残っており、その地域に密着した活動が見直されてきています。

【善隣思想】(ぜんりんしろう)

助け合いの心で、近隣の人々と心をかよわせ、支え合い、お互いに善き隣人を創っていくという考え方。この思想を背景に善隣館がある。



地域福祉計画 施策の体系

地域福祉計画を進める上で必要な項目が9つあります。

これらの項目に対して、市及び企業や商店などの事業者が責務を果たし、一人ひとりの市民がそれぞれ努力するとともに、三者が協力し合って、「みんなで支え合う健康と福祉のまちづくり」を目指すことが大切です。

この地域福祉計画の計画期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間です。

1. 個人の尊厳・人権の尊重

分け隔てなく、一人ひとりの人間をいたわり、尊重する心を育てるためには、「**人権教育の推進**」が大切です。また、虐待などの問題の対処や利用者本位の福祉サービスなど一人の人間として権利が保障される「**権利擁護システムの構築**」が求められています。

2. 健康づくり

幸せの基本は、一生を通じて市民一人ひとりが健康で安心して生きがいをもって暮らせることです。「**保健サービスの充実**」や「**医療サービスの充実**」を図るとともに、新型インフルエンザ、O157や環境汚染など、「**新たな健康問題**」に対しても各機関との連携や協働した対策が求められています。

3. 福祉サービス基盤の整備

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「**サービス基盤の充実**」や「**サービスの質の確保**」が求められています。一人ひとりに対する個別対応だけでなく、課題を抱える家庭全体に対する対応や、予防的な取り組みなど「**新しいサービスの創設**」も必要となっています。

4. 雇用の安定と就労の促進

定年退職後における新たな就業機会の創出などの「**中高年齢者に対する雇用支援**」、フリーターの常用雇用化、ニートの就労支援、就労を希望する女性への支援など「**若年者、女性に対する雇用支援**」や「**障害のある方に対する雇用支援**」が求められています。

5. 居住環境の整備

質がよく住みやすい「**住宅の整備**」、公共交通や道路、公共建築物等のバリアフリー化や災害時の要援護者に対する取り組みの充実など「**安全、安心、快適なまちづくり**」が必要とされています。また、適切な「**福祉用具の提供と生活支援**」を行い、ノーマライゼーションの確立を目指します。

6. 教育の推進と人材の育成

「**教育、学習の推進**」、「**スポーツ・レクリエーションの振興**」によって、生きがいのある生活を送ることができる社会の実現を目指します。福祉の専門職から一般のボランティアまで福祉の担い手となる「**人材育成**」が重要となります。

7. 情報の提供及び市民参加の促進

「**情報提供の方法と確認**」つまり、必要な情報がいつでもどこからでも手に入れられるような体制をつくり、あわせてサービスが適切に受けられているかどうかを確認することが大切です。市や事業者は、積極的な「**情報の開示**」を心がけ、同時に地域の課題に市民が参加しやすいような環境をつくり、「**市民参加の促進**」を図ります。

8. 地域福祉活動に関する組織等の活性化

地域の施設を活用した「**地域拠点づくり**」を行い、「**地域の見守りと支援体制**」を整えることが大切です。誰もが気軽に交流できる場をつくって「**地域コミュニティの再生**」を図るとともに、地域、学校、事業者等のネットワークの強化により、一層の「**ボランティア活動の促進**」が求められています。

9. 問題の解決と相談体制

福祉サービスにおけるニーズの多種・多様化により、利用者あるいは事業者からの苦情や相談については広範囲で多様なものとなっています。身近に相談できる場所があり、必要な場合は、専門機関への橋渡しをしてくれる「**相談機能の整備・充実**」と福祉全体の「**苦情の解決体制の確保**」が大切です。



地区別地域福祉活動計画の見直し

前計画(金沢市地域福祉計画2003)に基づき、地区の具体的な活動のあり方を示す地域福祉活動計画が、地区社会福祉協議会が中心となって住民の方々によって、市内54地区すべてにおいて策定されています。各地区においては、今後、以下を参考として、現在の地域福祉活動計画の見直しを行っていただければと考えています。

●地域福祉活動計画の見直しに向けて

【1】地域福祉活動計画の見直しの手順

- 1 より多くの人に参加して計画を策定するための組織づくり
地区社会福祉協議会が中心となって、組織を作ります。計画は、多くの住民が参加して、合意のもとに策定する必要があります。
- 2 現在の計画が実行できているかどうか、及び計画の問題点の把握
- 3 住民のニーズ把握と地区の課題抽出
方法としては、各種団体とのヒアリング・意見交換会、住民アンケート、シンポジウム等があります。地区の方々に、地域全体の問題であるという認識を持ってもらうことが大切です。
- 4 解決方策の検討
- 5 計画のまとめ及び地区住民へのお知らせ・働きかけ
計画は、計画書の配布、地区の広報誌やインターネットへの掲載などにより、すべての住民の方々に知ってもらい、実施に協力してもらう必要があります。

【2】地域福祉活動計画の見直しの方向性

① 支え合う基盤を作るために(コミュニティの形成・活性化)

ア 活動の拠点を確保するために

- 個人住宅や空き店舗などの活用

イ 団体間の意思疎通及び連携を図るために

- 団体連絡会議の定期開催や事業、イベント等の合同開催

ウ 担い手を見つけ、育成するために

- ボランティア登録制度の創設 ●団塊の世代を中心としたボランティアの養成
- 特技や技能がある人の活動の場創設 ●地域通貨の発行によるボランティア振興

エ みんなに知ってもらうために

- 子ども向け広報誌やインターネットによる情報発信 ●福祉の表彰の実施

オ 財源を確保するために

- 共同募金への積極的な取り組みやバザーの実施 ●団体間の事業調整や既存事業の見直しの実施
- 各種助成制度の活用

カ 顔見知りになるために

- 世代間交流事業の実施 ●あいさつ、声かけ運動の実施 ●人権講座、研修会の開催
- 地域イベントや各種講座(男性料理教室等)の開催 ●地区の社会福祉施設との連携行事の開催

